

九州運輸局 令和7年度指名停止一覧表

【令和7年7月4日現在】

業者名称	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽 1－7－27	R7.4.11 ～ R7.7.10 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、受注した工事について、過失による粗雑工事を行った。また、当該業者によるアスファルト合材の納入について、社内で契約図書等や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票が容認され、不適切な体制となっていた。
株式会社NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋 1－19－11	R7.4.11 ～ R7.7.18 (10W+1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、受注した工事について、適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行った。また、当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、同社と密接な資本・人的関係にある中で、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。
株式会社山龍	4310001007298	長崎県佐世保市小佐々町田原 69番地34	R7.6.13 ～ R7.9.12 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	当該事業者の代表取締役（当時）が、長崎県佐々町が令和6年7月に発注した町営団地の給水管改修工事の指名競争入札をめぐり、株式会社堀内組の使用人（当時）1名とともに令和7年3月8日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、令和7年3月28日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。
株式会社春本工業	1310001005908	長崎県佐世保市白仁田町 41番地2	R7.6.13 ～ R7.9.12 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	当該事業者の代表取締役社長（当時）が、長崎県佐々町が令和6年6月に発注した町立図書館の照明のLED 化工事の指名競争入札をめぐり、株式会社堀内組の使用人（当時）1名とともに令和7年3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、令和7年4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。
株式会社堀内組	8310001005983	長崎県佐世保市光町 109番地	R7.6.13 ～ R7.9.12 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第8号イ (公契約関係競売等妨害又は談合)	当該事業者の社員（当時）が、長崎県佐々町が発注した複数の公共工事をめぐり、令和7年3月8日に株式会社山龍代表取締役とともに、また、3月29日に株式会社春本工業代表取締役とともに公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、令和7年3月28日及び4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。

九州運輸局 令和7年度指名停止一覧表

【令和7年7月4日現在】

業者名称	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋1丁目18番17号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	住友重機械搬送システム株式会社、フジバスク株式会社、IHI運搬機械株式会社及び当該事業者は、建設事業者から特定地下式P S工事の見積依頼があった場合に、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式P S工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会より、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令が発せられた。
住友重機械搬送システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川1丁目1番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	日精株式会社、フジバスク株式会社、IHI運搬機械株式会社及び当該事業者は、建設事業者から特定地下式P S工事の見積依頼があった場合に、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式P S工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会より、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令が発せられた。
IHI運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町8番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	日精株式会社、住友重機械搬送システム株式会社、フジバスク株式会社及び当該事業者は、建設事業者から特定地下式P S工事の見積依頼があった場合に、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式P S工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 また、新明和工業株式会社、日本コンベヤ株式会社及び当該事業者は、建設事業者から特定エレベーター方式P S設置工事の見積依頼があった場合に、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定エレベーター方式P S設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会より、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令が発せられた。

九州運輸局 令和7年度指名停止一覧表

【令和7年7月4日現在】

業者名称	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	日本コンベヤ株式会社、IHI運搬機械株式会社及び当該事業者は、建設事業者から特定エレベーター方式P S設置工事の見積依頼があった場合に、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定エレベーター方式P S設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会より、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令が発せられた。
フジバスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬4丁目2番5号	R7.6.20 ～ R7.10.19 (4ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	日精株式会社、住友重機械搬送システム株式会社、IHI運搬機械株式会社及び当該事業者は、建設事業者から特定地下式P S工事の見積依頼があった場合に、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式P S工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会より、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令が発せられた。
関電ファシリティーズ株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号	R7.7.4 ～ R7.10.3 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第14号イ (自発注工事の建設業法上の監督処分)	当該事業者は、令和6年12月19日付けで建設業許可部局（大阪府）より以下の監督処分を受けた。 ①当該事業者は大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格（1級電気工事施工管理技士）を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして大阪府より11日間の営業停止処分を受けた。 ②当該事業者は平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格（A氏にあっては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあっては1級管工事施工管理技士）を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪府より指示処分を受けた。 ⇒建設業許可、経営事項審査に係る違反行為